

## ■連帯保証契約書

ケース 事業者が負担する事業性貸金債務を個人・法人が連帯保証する契約

### 連帯保証契約書

貸主〇〇株式会社（以下「甲」という。）、借主△△株式会社（以下「乙」という。）及び連帯保証人〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 【連帯保証人が法人の場合】

貸主〇〇株式会社（以下「甲」という。）、借主△△株式会社（以下「乙」という。）及び連帯保証人××株式会社（以下「丙」という。）は、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（連帯保証）

丙は、甲に対して、甲及び乙が〇年〇月〇日付で締結した金銭消費貸借契約（以下「原契約」という。）に基づき乙が負担する一切の債務について、乙と連帯して保証債務を負う。

#### 第2条（公正証書による意思確認）

丙は、本契約の締結に先立ち、民法第465条の6第1項及び第2項に従い、△年△月△日付公正証書にて、前条の連帯保証債務を履行する意思を表示したことを確認する。

#### POINT

前掲「金銭消費貸借契約書」第5条の次【本契約書とは別に連帯保証契約書を締結する場合】の **POINT** を参照してください。

連帯保証人が法人の場合及び以下の個人の場合には、本条項は不要です（民465の9）。

- ① 主たる債務者が法人である場合
- ② その法人の理事

- ①
    - ① 主たる債務者が個人である場合
    - ② 主たる債務者が法人である場合
  - ②
    - ① 主たる債務者が個人である場合
    - ② 主たる債務者が法人である場合
  - ③
    - ① 主たる債務者が個人である場合
    - ② 主たる債務者が法人である場合
- ① 主たる債務者が個人である場合
    - ① 主たる債務者と共同して事業を行う者
    - ② 主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者
  - ② 主たる債務者が法人である場合
    - ① その法人の取締役
    - ② その法人の執行役
    - ③ これらに準ずる者
  - ③ 主たる債務者が個人である場合
    - ① 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を有する者
    - ② 主たる債務者の親会社の総株主の議決権の過半数を有する者等間接的に議決権の過半数を有する者
    - ③ これらに準ずる者

### 第3条（債務者の情報提供義務）

乙は、民法第465条の10第1項各号の事項に関する情報を丙に提供したこと、及びこの情報が真実であることを、表明し保証する。

#### POINT

前掲「金銭消費貸借契約書」第5条の次【本契約書とは別に連帯保証契約書を締結する場合】のPOINTを参照してください。

連帯保証人が法人の場合には、本条項は不要です。

### 第4条（債権者の情報提供義務）

乙は、甲が民法第458条の2又は民法第458条の3に基づいて丙に対し情報提供を行うことに関して異議を述べない。

#### POINT

前掲「金銭消費貸借契約書」第5条の次【本契約書とは別に連帯保証契約書を締結する場合】のPOINTを参照してください。

#### 【連帯保証人が法人の場合】

### 第4条（債権者の情報提供義務）

乙は、甲が民法第458条の2に基づいて丙に対し情報提供を行うことに関して異議を述べない。

**POINT**

前掲「金銭消費貸借契約書」第5条の次【本契約書とは別に連帯保証契約書を締結する場合】の **POINT** を参照してください。

第5条（連帯保証人に対する請求の絶対的効力）

甲の丙に対する履行の請求は、乙に対してもその効力を生じるものとする。

**POINT**

前掲「金銭消費貸借契約書」第5条の次【本契約書とは別に連帯保証契約書を締結する場合】の **POINT** を参照してください。

第6条（連帯保証人の追加請求及び追加連帯保証人に対する請求の絶対的効力）

甲は、債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、乙に対して、直ちに甲の承認する連帯保証人を追加することを請求できるものとする。この場合、甲の当該連帯保証人に対する履行の請求は、乙に対してもその効力を生じるものとする。

**POINT**

前掲「金銭消費貸借契約書」第5条の次【本契約書とは別に連帯保証契約書を締結する場合】の **POINT** を参照してください。

第7条（担保保存義務免除）

丙は、甲がその都合によって担保又は他の保証を変更又は解除しても、免責を主張しない。

**POINT**

判例によると、担保保存義務に関する改正前民法504条は任意規定であって、担保保存義務を免除する合意は原則として有効ですが、担保の喪失等に合理性がなく、代位権者の正当な期待を奪う場合は例外として無効です（最判平7・6・23判時1534・35）。改正民法は、担保を喪失等したことについて取引上の社会通念に照らして合理的な理由があると認められるときは、債権者が担保保存義務を免れることを規定しましたので（民504②）、本条項のような担保保存義務の免除特約をしなくても、特約をした場合と変わらないように考えられますが、念のために本条項を規定するのがよいでしょう。

本条項の有無にかかわらず、合理性のない担保の喪失等がなされた場合、代位権者は債権者の担保保存義務違反を主張できることから（日本弁護士連合会『実務解説 改正債権法』324頁（弘文堂、2017））、注意が必要です。

**参考判例**

○債権者甲の債務者乙に対する債権を担保するため、所有不動産に根抵当権を設定した丙が甲との間に民法504条に規定する担保保存義務を免除する旨の特約をしていた場合において、甲が、上記担保に追加して乙所有の不動産に設定を受けた根抵当権を放棄した上、丙に対し上記特約の効力を主張することは、乙から設定を受けた上記追加担保が甲の乙に対する追加融資の額に見合うものであり、甲が乙からその弁済を受けるのに伴って上記追加担保を放棄したものであるなどの判示の事実関係の下においては、信義則に違反せず権利の濫用にも当たらないとされた事例（最判平7・6・23判時1534・35）。

**【貸主が預貯金業務を行う金融機関の場合】**

**第〇条（連帯保証債務の履行拒絶禁止）**

丙は、乙の甲に対する債権の相殺権を主張することによって、連帯保証債務の履行を拒絶することができない。

**POINT**

金融機関と貸出先とが円滑な取引関係にあり、相殺による貸出金の回収の必要性がない状態であるにもかかわらず、保証人だけの意思で、貸出先の預金等の弁済期が到来したらいつでも逆相殺が可能であると、金融機関として困るだけでなく、貸出先も不測の打撃を受けることから、従前より、金融機関では、保証契約書に「保証人は、債務者の履行に対する預金その他の債権をもって相殺はしません」という特約を設け、改正前民法457条2項に基づく保証人の逆相殺を禁止していました（林部實『相殺実務の手引き』255頁（金融財政事情研究会、1987））。

改正民法によって、保証人が、保証債務の履行を拒絶することができるのにとどまることになりましたので（民457③）、保証人からの逆相殺を封じる趣旨で本条を設ける必要はなくなりましたが、履行拒絶権をも封じることによって金融機関の貸出金回収に資するように、本条項のような、保証債務の履行拒絶禁止条項を設けることが考えられます。

**第8条（費用負担）**

本契約の締結に要する印紙その他の費用は○の負担とする。

第9条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争は、〇〇地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（原契約遵守）

甲、乙及び丙は、本契約の定めのほか原契約の定めに従うことを相互に確認する。

POINT

貸主と借主の間での原契約の規定（期限の利益の喪失条項等）について、連帯保証人にも従わせる趣旨で、本条項を規定しています。

本契約の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

〇年〇月〇日

甲 東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇  
〇〇株式会社  
代表取締役 △△△△ 印  
乙 東京都△△区△△町△-△-△  
△△株式会社  
代表取締役 ×××× 印  
丙 東京都××区××町×-×-×  
〇〇〇〇 印

【連帯保証人が法人の場合】

本契約の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

×年×月×日

甲 東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇  
〇〇株式会社  
代表取締役 △△△△ 印

乙 東京都△△区△△町△-△-△  
△△株式会社  
代表取締役 ×××× ⑩

丙 東京都××区××町×-×-×  
××株式会社  
代表取締役 □□□□ ⑩

(注) 反社条項を定める場合には、凡例「反社条項について」をご参照ください。